

## 循環資源交換制度の利用の仕方

### ○ 栃木県循環資源交換情報の入手方法

「(公財)栃木県環境保全公社のホームページ」に掲載されている「栃木県循環資源交換情報」は、どなたでも見ることができます。

### ○ 斡旋の申込みは

登録された事業所の方で、登録された他の事業所の情報の中に再利用したい循環資源がある場合、又は登録された他の事業所の中に再利用をお願いしたい情報がある場合には、“循環資源交換制度斡旋申込書（様式2）”（「(公財)栃木県環境保全公社のホームページ」の「リサイクル情報事業」中にあります。）により「Eメール」で(公財)栃木県環境保全公社にお申し込み下さい。

「Eメール」をお持ちでない事業所は、当該記載部分をダウンロードし、必要事項を記入して、「ファックス（郵送でも可）」でお申し込み下さい。

(公財)栃木県環境保全公社では、調査確認の上、台帳に登録された情報に基づき、希望する循環資源に関する更に詳しい情報を、登録された事業所の方にお知らせいたします。

登録されていない方からの斡旋の申込みは、お受けできませんので、登録を済ましてからお申し込み下さい。

### ○ 循環資源の交換取引交渉は

具体的な交換取引の条件等は、登録された事業所間の任意の話し合いによります。

なお、具体的な交換取引の条件等が(公財)栃木県環境保全公社の循環資源交換制度に基づき登録された交換情報内容と異なる場合には、その内容を「Eメール」で(公財)栃木県環境保全公社にご連絡お願いいたします。「Eメール」をお持ちでない事業所は、当該記載部分をダウンロードし、どの部分がどのように異なるかを記入して、

「ファックス（郵送でも可）」でご連絡お願いいたします。

（公財）栃木県環境保全公社では、その情報に基づき調査し、その結果をご連絡いたします。

## ○ 交換取引交渉の結果の報告は

### (1) 交換取引交渉が成立した場合

斡旋を申し込んだ事業所は、「Eメール」で当公社に “循環資源交換制度取引成立報告書（様式 3）”（「（公財）栃木県環境保全公社のホームページ」の「リサイクル情報事業」にあります。）を提出して下さい。「Eメール」をお持ちでない事業所は、当該記載部分をダウンロードし、必要事項を記入して、「ファックス（郵送でも可）」で提出して下さい。

### (2) 交換取引交渉が不成立の時や、交換取引を中止した場合

斡旋を申し込んだ事業所は、公社にその旨連絡して下さい。

## ○ その他

循環資源交換情報制度は、登録された事業所の方が不法行為や不適正処理を行わないことを（公財）栃木県環境保全公社が保証するものではありません。

斡旋後に生じた事故等については、事業所間で解決して下さい。